

諸量評価ツール FAMILY-21 の改良作業

仕様書

第 1 章 一般仕様

1.1 件名

諸量評価ツール FAMILY-21 の改良作業

1.2 全体概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という）では国内外のステークホルダーとの高速炉開発戦略に係る協議に資するために、核燃料サイクル諸量のマテリアルフローを評価するサイクル諸量評価コード「FAMILY-21（「参考資料」参照。以下、「FAMILY-21 コード」という）」の開発、運用を進めている。本件は、経済産業省からの受託である「令和 5 年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一部として、FAMILY-21 コードの整備・改良を目的として、FAMILY-21 コードのプログラム仕様を調査・整理し、本来の仕様と異なる部分があればプログラムの修正及び検討、現在の FAMILY-21 コードで対応できない項目については機能追加及び検討を行う。

1.3 契約範囲

- 1.3.1 FAMILY-21 コードのプログラム仕様の調査
- 1.3.2 FAMILY-21 コードのプログラム修正及び検討
- 1.3.3 FAMILY-21 コードの機能追加及び検討
- 1.3.4 提出図書類の作成

1.4 貸与物件

本作業の実施にあたり、受注者が必要とするソフト、情報及び資料等のうち、機構が認めたものについて、随時無償にて貸与する。貸与物件は作業終了時には返却すること。

1.5 作業実施場所

受注者側実施施設（但し情報セキュリティを確保できる場所）

1.6 納期

令和 9 年 2 月 26 日（金）

1.7 提出図書類

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 実施計画書（契約締結後速やかに） | 1 部 |
| (2) 作業工程表（契約締結後速やかに） | 1 部 |
| (3) 品質保証計画書（契約締結後速やかに） | 1 部 |
| (4) 打合せ議事録（随時） | 1 部 |

(5) 報告書一式（作業終了後速やかに）	2 部
(6) プログラム（作業終了後速やかに。記録媒体は CD 等とする）	1 部
(7) 委任先又は中小受託事業者等の承認について*1（機構指定様式） （作業開始までに）	1 部
(8) 従事者名簿（作業開始 2 週間前まで）	1 部
(9) 業務従事者等の経歴*2（契約締結後速やかに）	1 部
(10) その他機構が必要とする書類及びデータ	1 部

*1 受託事業者等がある場合のみ提出すること

*2 「業務従事者等の経歴」に必要な情報：契約先の資本関係、役員の情報、本契約の実施場所、業務従事者の氏名・所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修等）・業務経験及び国籍。提出した内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

（提出場所）

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

戦略推進部 戦略・国際グループ

（FBR サイクル国際研究開発センター（F セルボ）2 階）

1.8 検収条件

「1.3 契約範囲」に定める作業が完了していること、「1.7 提出図書類」が完納されていること、「1.4 貸与物件」に定める貸与物件の返却とデータ消去が完了していることを以って、業務完了とする。

1.9 検査員及び監督員

検査員： 一般検査 管財担当課長

監督員： 大洗原子力工学研究所 戦略推進部
戦略・国際グループリーダー

1.10 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を機構に提出し、その確認を得ること。受注者は、受注者の品質保証計画書を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこと。また、受注者が作業の一部を下請会社等に外注する場合、品質に関する要求事項が下請会社等にまで確実に適用されていること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

1.11 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.12 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、別添2「情報セキュリティ強化に係る特約条項」に定められたとおりとする。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.15 特記事項

- (1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 納入物件の所有権、及び納入物件に関わる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、機構に帰属するものとする。
- (4) 貸与物件は、契約終了後速やかに機構に返還するものとする。機構外への持ち出しは不可とする。
- (5) 受注者は機構と緊密な連絡を取りつつ作業を行うこと。機構が必要と認めた場合は随時技術打ち合せを行うこと。
- (6) 受注者は上記の各項目に従わないこと及び作業員の資質の不足により生じた機構の損害及びその他の損害についてすべての責を負うものとする。

1.16 協議

仕様書に記載のあるなしに関わらず、当該作業を実施する上で疑義が生じた場合は、機構と受注者の協議により詳細を決定し、受注者の作成する議事録にて双方で確認した後、作業するものとする。議事録で確認した事項は、本契約仕様書に準じた効力を持つものとする。

第 2 章 改良作業技術仕様

2.1 目的

本件は、経済産業省からの受託である「令和 5 年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一部として、機構が有する核燃料サイクルマテリアルバランス評価コード「FAMILY-21 コード（「参考資料」参照）」の整備・改良を目的として、FAMILY-21 コードのプログラム仕様を調査・整理し、本来の仕様と異なる部分があればプログラムの修正及び検討、現在の FAMILY-21 コードで対応できない項目については機能追加及び検討を行う。

2.2 契約範囲

2.2.1 FAMILY-21 コードのプログラム仕様の調査

2.2.1.1 使用済燃料量計算ロジックの調査

FAMILY-21 コードでは、炉型および燃料種類ごとに使用済燃料発生量の計算を行っている。

ソースプログラムから現在の FAMILY-21 コードの使用済燃料量の計算プログラムの仕様を調査し、機構が提示する仕様による使用済燃料量の計算と異なる部分があるか確認する。

2.2.1.2 燃料製造量計算ロジックの調査

FAMILY-21 コードでは、炉型および燃料種類ごとに装荷する新燃料の製造量の計算を行っている。

ソースプログラムから現在の FAMILY-21 コードの燃料製造量の計算プログラムの仕様を調査し、機構が提示する仕様による燃料製造量の計算と異なる部分があるか確認する。

2.2.1.3 MOX 燃料の製造ロジックの調査

FAMILY-21 コードでの高速増殖炉（FBR-MOX）および軽水炉プルサーマル（LWR-MOX）用の燃料製造は、再処理施設からの回収製品（U、TRU、MA）と、濃縮施設からの劣化ウランを原料として、等価フィッサイル法により各原料を混合する割合を求め、燃料組成を計算している。

ソースプログラムから現在の FAMILY-21 コードの燃料組成の計算に使用する入力データの項目および原料選択の条件を整理し、機構が提示する燃料組成の計算イメージと異なる部分があるか確認する。

また、回収 TRU は、貯蔵庫に格納される際に、燃料種類別に TRU の貯蔵量と組成を管理しているのか、再処理施設単位で、同年に再処理した複数の燃料種類から回収した TRU を混合処理して管理しているのか確認する。

2.2.2 FAMILY-21 コードのプログラム修正及び検討

2.2.2.1 使用済燃料量の計算の修正

作業項目 2.2.1.1 使用済燃料量計算ロジックの調査の結果を元に、機構の提示する計算ロジックと異なる不具合箇所があれば修正する。

現在判明している不具合箇所は以下の 2 点で、この他にも本来の仕様と異なる部分があれば、機構と協議により修正案を作成し、本年度中に可能なものは修正を行う。

① ABWR プルサーマル炉の使用済燃料量

ABWR プルサーマル炉 (ABWR-P) の計算枠である炉型 LWR7 は、MOX の炉心割合を 1/3 と入力で指定しても、使用済燃料に UOX 燃料は含まれず MOX 燃料のみが発生した計算結果になる。(燃料製造量の出力では UOX 燃料も製造されている。)

不具合の発生原因を調査し、機構が提示した計算ロジックによる計算が行われるように、FAMILY-21 コードのプログラムの修正を行う。

② プルサーマル炉心から UOX 炉心へ切り替え時の SF 発生量

プルサーマル (MOX 炉心) から UOX 炉心へ切替えたのと同量の UOX 炉心をプルサーマルに切り替える「プルサーマル継続シナリオ」計算時に、UOX 燃料の使用済燃料が多く計算される不具合がある。

プルサーマルと UOX 燃料への切り替える期間の設定によっては、不具合が発生する場合と発生しない場合があることから、特定の条件時に使用済燃料量の計算式が合わなくなると考えられる。

不具合の発生原因を調査し、機構が提示した計算ロジックによる計算が行われるように、FAMILY-21 コードのプログラムの修正を行う。

2.2.2.2 燃料製造量の計算の修正

作業項目 2.2.1.2 燃料製造量計算ロジックの調査の結果を元に、機構の提示する計算ロジックと異なる不具合箇所があれば、機構と協議により修正案を作成し、本年度中に可能なものは修正を行う。

2.2.3 FAMILY-21 コードの機能追加及び検討

2.2.3.1 テイルウラン発生量の全量出力結果の追加

現在の FAMILY-21 コードでは、テイルウラン発生量の出力結果は、入力データで指定した国内分の濃縮施設で発生した量として、全テイルウラン発生量に国内の濃縮施設分の割合を乗じた値が出力されている。

入力データは国内分の濃縮施設の設備容量のみの値で（現状のまま）、全テイルウラン発生量と、国内分の濃縮施設分のテイルウラン発生量の両方を出力するように変更する。（全テイルウラン発生量シートの追加）

2.2.3.2 原料選択時の経過年数条件式の追加

作業項目 2.2.1.3 MOX 燃料の製造ロジックの調査の結果を元に、現状の FAMILY-21 コードでは、回収 TRU 製品（回収プルトニウム）は、再処理施設で分離後、直ちに燃料製造に使用できる仕様を以下のように変更する。

- ①入力で与えた任意の貯蔵期間を経た回収 TRU 製品（回収 Pu）を燃料製造に使用すること。
- ②貯蔵期間は炉型および燃料種別毎に設定できること。
- ③貯蔵期間の指定は、時系列で指定または任意の西暦の時点で切り替えることができること。

上記の機能は、FAMILY-21 コードで扱える 5 種類の FBR 炉心（FBR1～5）の炉型別に指定できるように変更する。

（現状の FAMILY-21 コードでは、回収 TRU 製品の優先順位は FBR 全体に対して共通の指定となっている。）

2.2.3.3 燃料製造量の制約機能の検討

現在の FAMILY-21 コードでは、燃料製造量には上限が無く、発電所に装荷する分を需要に応じて製造する仕様のため、発電所の運転開始時には、全炉心分の燃料（初装荷燃料）を 1 度（1 年間）に作り平常時より燃料製造量が多くなる。FAMILY-21 コードの計算結果の燃料製造量を元に燃料製造施設の容量を決めると、初装荷燃料を 1 度に作れる大きな施設規模が必要になり、その結果、平衡燃料のみを製造する期間の稼働率が低くなる（燃料費が高くなり経済性が悪い事になる）事から、経済性を良くした燃料製造施設の容量を決めるために、初装荷燃料製造時のピークを平坦化するような燃料製造を行いたい。

作業項目 2.2.1.2 燃料製造量計算ロジックの調査および 2.2.1.3 MOX 燃料の製造ロジックの調査での結果を元に、上記の燃料製造量の制約機能を実現するロジックを検討する。

2.2.3.4 出力項目の追加

上記の改良および機能追加により、計算結果として出力する項目が増えた場合は、既存の結果出力ファイルに追記する場合と、新規の出力ファイルを作成する場合が考えられるため、出力する内容と出力方法について機構と協議の上、結果を出力させる作業を行う。

2.2.4 提出図書類の作成

2.2.1、2.2.2、2.2.3 の内容をまとめ、第 1 章 一般仕様 1.7 で示す提出図書類を作成し、提出する。

本改良作業における旧ソースプログラムの変更箇所については、新旧プログラムを対比した変更リストを作成し、同一リストに追加した変数の配列や格納情報等の解説などを併記すること。また、プログラムの開発やデバックから実行に至る一連の処理や操作に必要なとされるファイルリストや試計算結果、品質保証に係る検査・成績表等をまとめた報告書を作成する。報告書および関連情報の電子情報（Microsoft Office で編集可能なファイル形式）については DVD-R 等の光ディスクに保存し、報告書等の提出時に併せて提出する。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

情報セキュリティ強化に係る特約条項

受注者（以下「乙」という。）は、本契約の履行に当たり、情報セキュリティの強化のため、契約条項記載の情報セキュリティに係る遵守事項に加え、以下に特約する内容を遵守するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の対処方法及び報告手順）

第1条 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した際の対処方法（受注業務を一時中断することを含む。）及び発注者（以下「甲」という。）に報告する手順について整備しておかなければならない。

（情報セキュリティ強化のための遵守事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ強化のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

- (1) この契約の業務を実施する場所を、情報セキュリティを確保できる場所に限定し、それ以外の場所で作業をさせないこと。
- (2) 業務担当者に遵守すべき情報セキュリティ対策について教育・訓練等を受講させるとともに、業務担当者には甲の情報セキュリティ確保に不断に取り組み、甲の情報及び情報システムの保護に危険を及ぼす行為をしないよう誓約させること。また、業務担当者の異動・退職等の際には異動・退職後も守秘義務を負うことを誓約させ、これを遵守させること。
- (3) 暗号化を要する場合は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式を実装し、暗号鍵を適切に管理すること。
- (4) 甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を受注した業務の遂行以外の目的で利用しないこと。
- (5) 甲が提供する情報を取り扱う情報システムへの不正アクセスを検知・抑止するために、ログを取得・監視し全ての業務担当者についてシステム操作履歴を取得すること。
- (6) 甲が提供する情報を格納する装置、機器、記録媒体及び紙媒体について、業務担当者のみがアクセスできるよう施錠管理や入退室管理を行い、セキュアな記録媒体の使用や使用を想定しないUSBポートの無効化、機器等の廃棄時・再利用時のデータ抹消など想定外の情報利用を防止すること。
- (7) 情報システムの変更に係る検知機能やログ解析機能を実装し、外部ネットワークへの接続を伴う非ローカルの運用管理セッションの確立時には、多要素主体認証を要求するとともに定期的及び重大な脆弱性の公表時に脆弱性スキャンを実施し、適時の脆弱性対策を行うこと。

- (8) システムの欠陥の是正及び脆弱性対策について、対策計画を策定し実施するとともに、システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等の情報セキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行うこと。
- (9) 委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者に対して、業務担当者が遵守すべき情報セキュリティ対策についての教育・訓練等を行うこと。
- (10) 契約条項に基づき甲が乙に対して行う情報セキュリティ対策の実施状況についての監査の結果、情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合には、甲と協議の上改善を行い、甲の承諾を得ること。
- (11) 契約の履行期間を通じて前各号に示す情報セキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収を受けること。また、本契約の履行に関し、甲から提供を受けた情報を含め、本契約において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消を行うこと。